

新型コロナウイルス 関連無料相談

新型コロナウイルス感染症に起因するさまざまな悩みごとについて、無料困りごと相談・法律相談会において、弁護士が相談に応じます。

●日時 月・木曜日 15時～17時

※1回の相談時間は30分です。
※確認事項がありますので、事前に連絡ください。

東日本大震災 無料困りごと相談・ 法律相談会

震災により法律問題や税金問題でお悩みの方、そのほか生活全般の困りごとがある方を対象に無料法律相談を行います。どんな相談でも構いません。気軽に相談ください。

※税理士会、行政書士会、土地家屋調査士会、社会保険労務士会への相談は、3月で終了しました。

●日時 平日 13時～17時

※曜日によって相談員・相談時間が変わります。次の相談員の項目で確認ください。

●相談員

▽福島県弁護士会

主な相談内容＝原発事故による損害賠償、多重債務など
月・木曜日 15時～17時
※確認事項がありますので、事前に連絡ください。

▽司法書士会

主な相談内容＝相続手続き、売買、贈与、登記など
火・金曜日 13時～15時

行政相談

●日時 4月13日(火)
10時～12時

多重債務相談

●日時 毎日(土・日曜日、祝日を除く)
8時30分～17時

必要に応じて弁護士相談を受けることができます。

無料法律相談

日常生活の悩みなどに関し、無料で相談を行います。
希望する方は、生活環境課へ予約ください。

●日時

- ① 4月6日(火)
 - ② 4月19日(月)
- 13時～16時30分

市民相談

●日時 毎日(土・日曜日、

祝日を除く)。
8時30分～17時

交通事故相談

- 日時
 - ① 4月8日(木)
 - ② 4月22日(木)
- 9時～17時

消費生活相談

訪問販売・商品トラブルなどについて。
●日時 毎日(土・日曜日、祝日を除く)。
8時30分～17時

◎新型コロナウイルス感染症の感染が不安な方、移動が困難な方などのため、自宅から相談員の顔を見て相談できるオンライン相談を行っています。

希望する方は、生活環境課に予約ください。
●ここまでの相談場所・問い合わせ先 生活環境課
(☎372144)

生活困りごと相談

経済的な困りごとなど、気軽に相談ください。
月～金曜日(土・日曜日、

祝日を除く)、8時30分～17時、生活サポート相談センター(総合福祉センター(はまなす館)内) ☎362015)

市民総参加空き缶拾いを中止します

例年4月に実施している令和3年度の市民総参加空き缶拾いは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止します。

●問い合わせ先 生活環境課
(☎372143)

9月以降に行います 狂犬病予防集合注射

令和3年度の狂犬病予防集合注射は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、9月以降に実施する予定です。

詳しい日程は、決まり次第お知らせします。

※狂犬病予防注射は動物病院でも受けることができます。希望する場合は、かかりつけ医に相談ください。

●問い合わせ先 生活環境課
(☎372143)

春の全国 交通安全運動

4月は、新しい生活環境などによる疲労や注意力の低下が原因で、交通事故が発生しやすい傾向にあります。

歩行者も運転者も、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止に努めましょう。

●期間 4月6日(火)～15日(木)の10日間
●運動のスローガン
「ぼくを見て 横断歩道の小さな手」

●運動の重点

- ▽子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保
- ▽自転車の安全利用の推進
- ▽歩行者などの保護をはじめとする安全運転意識の向上

●問い合わせ先 生活環境課
(☎372144)



休日の当番医

4月4日(日)	ふなばし内科クリニック	中村字塚田	35-1500
4月11日(日)	早川医院	中村字泉町	37-3500
4月18日(日)	八巻クリニック	中村一丁目	37-7117
4月25日(日)	やまぐち小児科医院	中村一丁目	37-8815
4月29日(木)	すぎやまこどもクリニック	大曲字大毛内	26-5111

※診療時間は 9:00 ~ 16:00
 ※救急医療病院は公立相馬総合病院 (☎ 36-5101)
 相馬中央病院 (☎ 36-6611)

4月の行事予定

(3月15日現在)

月日	行事名	場所
4月2日(金)	福島県民共済相馬地区移動相談会 (電話予約制)	市民会館
4月6日(火) ~20日(火)	桜まつり	馬陵公園

休日の当番歯科医

4月4日(日)	山田歯科医院	南相馬市原町区	23-2709
4月11日(日)	わたなべ歯科クリニック	中村字新町	36-2345
4月18日(日)	河田歯科医院	南相馬市原町区	24-2969
4月25日(日)	篠山歯科医院	沖ノ内二丁目	36-1622
4月29日(木)	大町病院(歯科)	南相馬市原町区	24-2333

※診療時間は 9:00 ~ 16:00

献血に協力を

月日	時間	場所
4月の実施予定はありません。		

エッセー 法律あれこれ



弁護士 小津充人

(元企画政策部参事)

大阪府出身。平成17年弁護士登録。大阪の法律事務所、秋田県大館市に所長として赴任(6年間)。平成28年4月から令和3年3月まで相馬市の任期付き職員(福島県弁護士会会員)。

「いごん」と「ゆいごん」

4月15日は「(良い)遺言の日」(日弁連)です。ただ、1月5日も「遺言の日」で、11月15日にも「いい遺言の日」があるそうです。

さて、「遺言」は、日常生活では「ゆいごん」ですが、法律用語では「いごん」です。法律相談で「いごん」と読むと「『ゆいごん』なのにこの弁護士は常識がないのか?」と思われるそうですし、「ゆいごん」と読むと「法律の場面では『いごん』のはずなのに、この人は本当に弁護士なのか?」と思われる危険性があります。そのため、「法律の場面では『いごん』と呼ぶといわゆる『ゆいごん』ですね」と、守りに行ったつもりが知識をひけらかす嫌な奴になり下がることもしばしばです。ただ、「いごん」と「ゆいご

ん」は読み方の違いに過ぎないかという点でもありません。「ゆいごん」には内容的にも形式的にも決まりはありませんが、法律上の効果の有無は判断としません。他方で、「いごん」には決まりがあります(民法960条)。一定の法律上の効果が認められるからです。相続分の指定(902条)や遺贈(遺言による贈与)などが遺言でできることは知られていますが、それ以外にも、認知(781条)や未成年後見人の指定(839条)などができたりします。遺言の作成は、①自筆証書遺言、②公正証書遺言、③秘密証書遺言のいずれかの方法で作成するのが一般的です。②と③は公証人の関与が必要なので詳しくは公証役場に相談ください。公証役場は全国的に見てもそれほど多くあるわけではないので

すが、相馬ではなんと市役所1階に公証役場があります!! さて、いつものように脱線しましたが、本題の①自筆証書遺言に戻ります。原則として、遺言者が、遺言書の全文、日付、氏名を自筆で書き、押印することが必要です。平成30年の民法改正では財産目録に限ってパソコンなどで作成することができるようになりましたが、各ページに署名・押印は必要ですので「資産家」の皆さんは注意してください。令和2年7月から、故人の遺志を尊重しながら、遺族間の無用な紛争を回避できるよう法務局で自筆証書遺言を保管できる制度も始まりました。

いつも同じことばかり書いていっているような気がしますが、少しでも不安がある場合には、ぜひ、弁護士などの専門家に相談ください。「いごん」が「ゆいごん」にならないように。最後のお願いでした。

小津弁護士は、任期付き職員として5年間にわたり「エッセー法律あれこれ」(全60回)を連載してきましたが、令和3年3月31日をもって退職しました。

新型コロナワクチン接種の際に 送迎ミニバスを運行します

市は、新型コロナワクチン接種を行う際、交通手段がなく、ご自身で来場できない方を対象にミニバスでの送迎を行います。各地区における送迎ミニバスの乗降場は、以下のとおりです。

※バスの運行時間は、1時間ごとを予定しています。ご自身の接種時間に合わせて利用ください。



●地区別乗降場

地区	乗降場	地区	乗降場	地区	乗降場
中村西部地区	1区	大野地区	1区	山上地区	1区
	2区		2区		2区
	3区		3区		3区
	4区		4区		4区
	5区		5区		5区
	6区		6区		6区
	7区	7区	7区		
	8区	8区	8区		
	9区	9区	9区		
	10区	10区	10区		
	11区	11区	11区		
	12区	12区	12区		
中村中部地区	1区	飯豊地区	1区	磯部地区	1区
	2区		2区		2区
	3区		3区		3区
	4区		4区		4区
	5区		5区	5区	
	6区		6区	6区	
	7区		7区	7区	
	8区		8区	8区	
	9区	9区	9区		
中村東部地区	1区	八幡地区	1区	日立木地区	1区
	3区		2区		2区
	4区		3区		3区
	5区		4区		4区
	6区		5区	5区	
	7区		6区	6区	
	8区		7区	7区	
	8区	8区	8区		

※接種会場であるスポーツアリーナそうま周辺のエリアは、ミニバス送迎の対象外です。

●問い合わせ先

新型コロナワクチン接種コールセンター (☎ 37-7567)

新型コロナワクチン接種に併せて おでかけミニバスを減便します

新型コロナワクチンの接種に「おでかけミニバス」の車両を利用するため、ワクチン接種の開始に併せて「おでかけミニバス」を減便します。

ワクチン接種の実施時期や減便に関する詳細は、決まり次第お知らせします。

●問い合わせ先 企画政策課 (☎ 37-2132)

仮徴収のお知らせ 介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

令和3年度も引き続き4月から介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の特別徴収（年金差し引き）を継続します。

年額が確定するのは、住民税が確定してからのため7月8月ですが、令和3年2月の差し引き額を参考として4・6・8月も特別徴収（年金差し引き）します。（仮徴収）

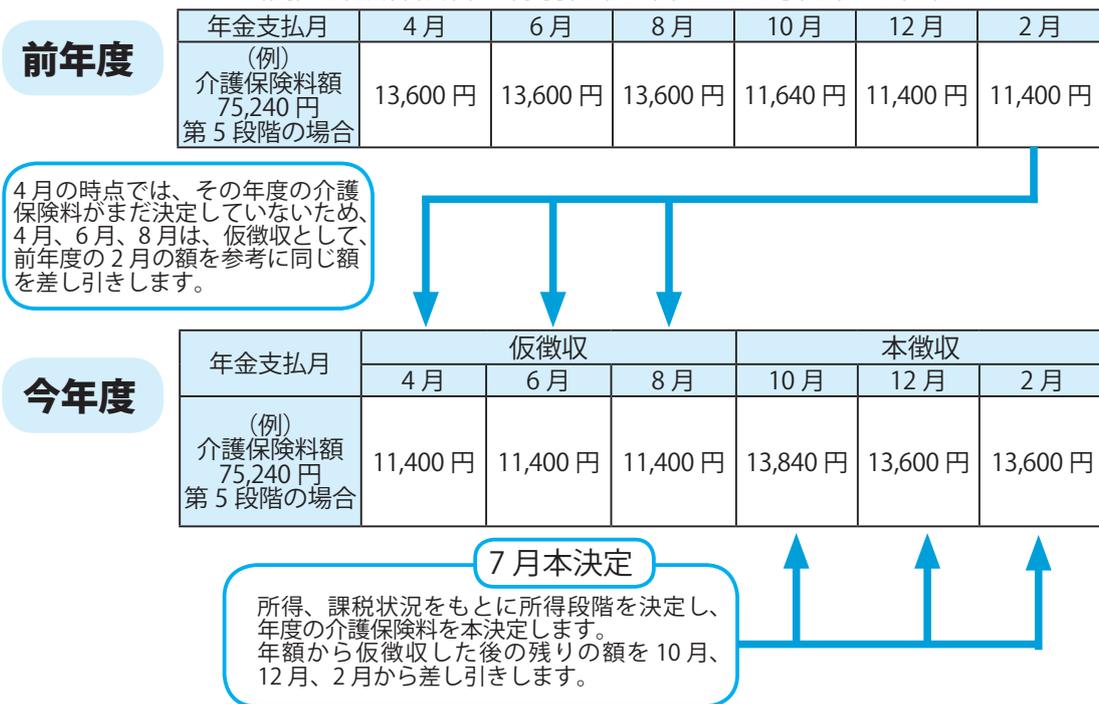
年額の確定を待って特別徴収（年金差し引き）を始めると、10・12・2月の3回で納めることになり、一回当たりの差し引き額が大きくなってしまいます。そのため、あらかじめ仮に計算した金額で早い時期から特別徴収（年金差し引き）を開始します。

仮徴収額は令和2年度保険料（税）納入通知書に記載しています。

※不明な点は、問い合わせください。

●問い合わせ先 税務課（☎372127）

（例）介護保険料 特別徴収（年金差し引き）の仕組み



介護保険適用除外の制度のお知らせ

国民健康保険に加入されている方へ

●介護保険適用除外とは
市の国民健康保険に加入している40歳から65歳未満の方は、介護保険2号被保険者となり、国民健康保険税の「介護分」が賦課されず。

ただし、介護保険適用除外施設に入所している方は、届け出をすることで介護保険の被保険者ではなくなり、「介護分」を納付する必要がなくなります。

左記の表の記載事項に該当する場合は、市役所1階保険年金課へ届け出ください。

●市内の介護保険適用除外施設 障害者支援施設 ふきのとう苑

●問い合わせ先 保険年金課（☎372140）

こんなときには届出を	届出に必要なもの
40歳から65歳未満の市国保の方が介護保険適用除外施設に入所したとき	入所日が分かる書類
40歳から65歳未満の市国保の方が介護保険適用除外施設から退所したとき	退所日が分かる書類
介護保険適用除外施設に入所している市国保の方が40歳に到達したとき	入所していることが分かる書類
介護保険適用除外施設に入所している40歳から65歳未満の方が市国保に加入したとき	入所していることが分かる書類
介護保険適用除外施設に入所している40歳から65歳未満の方が市国保から脱退したとき	入所していることが分かる書類

※該当日から14日以内に届け出ください。

令和3年度がん検診一覧表

検診はがんを早期発見し治療につなげるために行います。がんは、早期発見すれば90パーセント以上が治ると言われています（※）。ぜひ、がん検診を受けましょう。

（※）出典：国立がん研究センター

検診名	検査内容	時期	場所	自己負担金
胸部検診 (40歳以上)	レントゲン検査 検診車で胸のレントゲンを撮ります。	9月22日(水) ～10月28日(木)	▽市民会館 ▽各公民館 など	無料
胃がん検診 (40歳以上)	▽胃透視検査 バリウムを飲んでレントゲンを撮ります。 または ▽胃内視鏡検査 胃カメラで胃の中をみます。	11月29日(月) ～12月7日(火)	市民会館 ※胃透視検査のみ。	900円
		6月～9月(予定)	登録医療機関 ※胃透視検査または胃内視鏡検査のどちらかを選択。	2,900円
大腸がん検診 (40歳以上)	便検査 2日間、自宅で便をとって提出します。	9月22日(水) ～10月28日(木)	▽市民会館 ▽各公民館 など	400円
乳がん検診 (40歳以上女性)	マンモグラフィ検査 乳房のレントゲンを撮ります。	6月～9月(12日間)	保健センター	1,000円
		7月～令和4年2月(予定)	▽公立相馬総合病院 ▽渡辺病院(新地町)	1,000円
子宮頸がん検診 (20歳以上女性)	▽内診 ▽細胞診 綿棒などで子宮の入り口(頸部)を軽くこすり、細胞を取ります。	▽4月26日(月) ▽5月10日(月) ▽5月20日(木)	市民会館	600円
		7月～12月(予定)	▽公立相馬総合病院 ▽あらき産婦人科クリニック	1,700円

▽令和元年度に申し込んだ方には、申し込み内容に基づき各検診前に通知します。申し込まれていない方、希望する検診に変更がある方は連絡ください。

▽乳がん、子宮頸がん検診は2年に1度の検診です。その年の4月1日現在、偶数年齢の方および前年度検診を受けていない奇数年齢の方が対象です。

▽時期などは変更になる場合があります。詳細は問い合わせください。

▽自己負担金について、検診当日70歳以上の方、生活保護受給世帯の方は無料です。

●問い合わせ先 保健センター (☎ 35-4477)

地震による家具やテレビなどの転倒・落下を防止しましょう

福島県沖地震により、多くの家具やテレビなどが、転倒・落下による破損のため廃棄されています。

普段から地震に備えて家具やテレビなどの電化製品の転倒・落下防止対策を講じましょう。

●問い合わせ先 生活環境課 (☎ 37-2143)



地震で破損したため使用できなくなり災害廃棄物集積所に持ち込まれた家具など

固定資産税に関するお知らせ

【固定資産価格などを縦覧することができます】

令和3年度固定資産税について、土地の固定資産税の納税者は土地価格等縦覧帳簿を、家屋の固定資産税の納税者は家屋価格等縦覧帳簿を縦覧し、市内の土地または家屋の価格などを知らることができます。
※非課税のものを除く。

縦覧は無料です。ただし、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、委任状など）を持参ください。

※当該納税者の代理人として委任状を持参された方、当該納税者の同一世帯の親族で納税者からの委任がある方も縦覧できます。

●縦覧期間 4月1日（木）～4月30日（金） 8時30分～17時

※土・日曜日、祝日を除く。

●縦覧場所 市役所1階税務課

【固定資産課税台帳を閲覧することができます】

固定資産税の納税義務者は、

本人確認書類を持参の上、その固定資産の令和3年度固定資産課税台帳を閲覧することができます。

借地人・借家人なども関係する固定資産についてのみ閲覧できます。本人確認書類と、閲覧者と対象物件との関係が分かるもの（賃貸借契約書など）を持参ください。この場合の閲覧手数料は1回200円です。

※縦覧期間中に閲覧する場合は無料です。

●閲覧期間 4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

8時30分～17時

※土・日曜日、祝日および12月29日から1月3日までを除く。

●閲覧場所 市役所1階税務課

【固定資産課税減免区域の変更】

平成27年度に指定した津波浸水による全額減免区域について、次の要件に該当する区域は令和3年度から対象外となります。

●農地・山林など 除塩など

の復旧が完了し作付けが可能である土地およびその周辺の土地。

●宅地・家屋 住居や事務所・店舗・倉庫・駐車場などに使用開始した土地・家屋は、その周辺の社会資本の復旧状況を勘案し、令和3年度から2分の1を減免します。

●問い合わせ先 税務課（☎372128）

行政区長交代のお知らせ

4月1日付けで、次のとおり区長が交代しましたので、お知らせします。

●中村西部第1行政区
(新) 横山邦彦さん (☎36-2859)

●問い合わせ先 総務課 (☎37-2120)

会員募集

令和3年度
相馬愛育園
親子教室
(アイアイ広場)

遊びを中心として、子育てを考える「親子教室」を開催します。

子育ての仲間を作り、親子で交流しましょう。

●対象 幼稚園入園前の児童と、保護者または祖父母などと、

●開催日時 毎週木曜日 10時～11時30分(計33回)

※5月13日(木) 開講予定。

●定員 20組

●募集期間 4月1日(木)～20日(火)

※4月下旬に、入会の案内を送付します。

※申し込みが多数の場合、児童センターなどの親子教室に登録している方は登録できなない場合があります。

※申込用紙は、相馬愛育園で配布します。

●問い合わせ先 相馬愛育園 (☎365591)

【4月15日】り災証明書の新規申請受け付け終了

市は、令和3年福島県沖を震源とする地震に伴う家屋の被害状況を証明する「り災証明書」の新規申請受け付けを、4月15日(木)に終了します。

証明書が必要な方は、早めに手続きください。

●問い合わせ先 地域防災対策室 (☎37-2121)

令和3年度国民年金保険料などのお知らせ

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方（厚生年金などに加入している方を除く）は、学生を含め国民年金へ加入し、毎月国民年金保険料を納める必要があります。

●令和3年度国民年金保険料
月額16、610円

※昨年度の保険料は、月額16、540円です。

※付加年金の保険料（月額400円）は変更ありません。

●お得な前納制度

保険料を6カ月分、1年分または2年分をまとめて前払いすることで、保険料が割引される制度です。2年分を現金で前納した場合、14、590円が割引されますので、ぜひ利用ください。

※4月1日（木）に発送する「令和3年度国民年金保険料納付書」には、2年前納の納付書は同封されています。

※2年前納の支払期限は4月30日です。希望する方は、手続きに時間を要するため、早めに申し込みください。

●申請先 相馬年金事務所
●そのほかの納付方法

前納制度は保険料を現金で納める方法のほか、口座振替や、クレジットカードで納める方法があります。特に、口座振替は納め忘れの心配がなく、前納による割引率も現金で納めるより優遇されます。

※詳細は相馬年金事務所にお問い合わせください。

※保険料を納めていない期間があると、将来、年金を受け取ることができない場合や、事故や病気などで障がいを負ったとき、または死亡したときに、障害年金や遺族年金を請求できない場合があります。失業や収入が少くないなどの理由で保険料を納めることが難しい方は、次の免除制度を利用ください。

【保険料の免除等申請】

保険料の全額または一部（4分の3、半額、4分の1）を免除、納付猶予する制度があります。免除申請は2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

●必要書類
▽失業した方⇨雇用保険の離職票の写し、雇用保険受給資格者証の写しなど

また、昨年度に学生納付特例を承認された方で、令和3年度も同じ学校などに在学していれば、4月以降にはがき形式の申請書が日本年金機構より送付されます。引き続き制度を希望する場合は、必要事項を記入し、返送ください。

令和3年福島県沖地震で被災した方⇨災証明書（半壊以上）の写し、被災状況届（罹災証明書により損害額が確認できる場合は不変）、保険金の金額を確認できる証明書の写し（保険金が支払われた場合のみ）

●申請先 相馬年金事務所
▽市役所1階保険年金課

※原発事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所があった方は、申請書に震災当時の住所を記載するだけで免除を受けられます。

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことにより、所得額が国民年金保険料の免除に該当する額まで低下する見込みのある方は、簡易な所得の申立書に収入が減少したことを記載することで、免除が受けられる場合がありますので、問い合わせください。

【学生納付特例制度】

学生の方は、在学中の保険料が納付猶予されます。

また、昨年度に学生納付特例を承認された方で、令和3年度も同じ学校などに在学していれば、4月以降にはがき形式の申請書が日本年金機構より送付されます。引き続き制度を希望する場合は、必要事項を記入し、返送ください。

●必要書類
▽学生証の写し、または在学証明書（原本）など

●申請先 相馬年金事務所
▽市役所1階保険年金課

【免除、納付猶予期間の保険料を後払い（追納）】

免除または納付猶予の期間があると、保険料を全額納付した場合と比べ、将来もらえる年金額が減ります。免除の承認を受けてから10年以内であれば、保険料を後から納めること（追納）で、年金額は減りません。

●申請先 相馬年金事務所

※免除の承認を受けてから3年度目以降に追納する場合、当時の保険料に加算額が追加されますので、早めの追納をお勧めします。

【産前産後期間の免除】

国民年金保険料を納めている方で、平成31年2月1日以降に出産した方、または出産予定の方は、所得に関係なく産前産後期間の保険料が免除されるため、追納しなくても将来もらえる年金額が減りません。

●申請期間 出産予定日の6カ月前から受け付けます。

●必要書類
▽出産前に届け出する方⇨母子健康手帳など

▽出産後に届け出する方⇨添付書類は不要です。

●申請先 相馬年金事務所
▽市役所1階保険年金課

【ここまでの申請方法】

申請書を申請先へ郵送、または持参下さい。

●問い合わせ先
▽市保険年金課（☎372141）

〒976-8601
中村字北町63-3

▽日本年金機構相馬年金事務所（☎35172）

※音声案内で「5番」を選択ください。

〒976-8510
中村字桜ヶ丘69

申請書はこちらから



みんなと一緒に楽しく学びましょう!! まちづくり出前講座

まちづくり出前講座とは、市民の皆さんに学習する機会を提供することを目的に、市民の方々が主催する学習会や会合などの場所に市や関係機関の職員、ボランティアの市民講師が出向いて各種講座を行うものです。
この出前講座は、受講者として利用いただくことはもちろん、講師となつて日ごろの生涯学習の成果を実践していただくことも可能です。

【講師をしたい方】

ボランティア 市民講師 募集

資格など

資格、年齢制限などはありません。教えていただける技術や知識があつて、開催場所まで自力で行ける方なら誰でも登録できます。

申し込み方法

市役所1階生涯学習課に備え付けの登録用紙がありますので、内容を記入の上、提出ください。

- ① 申込書は市役所1階生涯学習課に備え付けてあります。
- ② ファクスでの申し込みも可能です。
- ③ 市のホームページからもダウンロードできます。

まちづくり出前講座



ホームページは
こちらから



【受講したい方】 申し込み方法

Step 1

受講者を
10人程度
集める

受講資格は市内に在住、在勤、在学している方で、おおむね10人以上で構成する団体、グループです。

Step 2

希望日や場所を
連絡

連絡先は生涯学習課まで。講座が実施可能か講師と連絡調整します。

Step 3

申込書を提出

日程と場所の調整がついたら申込書を市役所1階生涯学習課に提出ください。

受講料は無料です。
※講座内容により材料費などが必要になる場合があります。

- ① 日程調整の電話は講座を実施する日の3カ月前から2週間前までの期間にお願いします。
- ② 原則として時間帯は平日9時から17時までの2時間以内です。
- ③ 場所は受講者側で準備ください。

●申込・問い合わせ先 生涯学習課

▽☎ 37-2187 ▽ファクス 37-2617

▽メールアドレス

sy-syogai@city.soma.lg.jp

メニュー以外の内容でも、可能な限り希望に沿える講座を用意します。

詳しくは、問い合わせください。

出前講座メニュー表

A 行政のしくみ・計画・制度・取り組みに関すること

No.	講座名
A-1	ISO9001 について
A-2	相馬市のしくみ
A-3	相馬市の家計簿
A-4	知っておきたい税のおはなし
A-5	相馬市の復興計画について
A-6	NPO 設立について
A-7	私にもできる？統計調査員
A-8	基幹統計調査について
A-9	戸籍のしくみについて
A-10	マイナンバー制度について
A-11	市議会のしくみについて
A-12	「選挙」ってなに？
A-13	選挙のはなし
A-14	「相続と遺言」「任意後見制度について」
A-15	放射能教育について
A-16	相馬市総合計画「相馬市マスタープラン 2017」について

B 生活・環境に関すること

No.	講座名
B-1	身近な水辺の水質（河川やお堀など）
B-2	「どんぐり」から森を学ぼう
B-3	相馬市の水道水について
B-4	消費生活と消費者トラブル
B-5	ごみ処理とリサイクル
B-6	地球温暖化と省エネ
B-7	交通安全について

C 健康・子育て・運動に関すること

No.	講座名
C-1	国保特定健診等で医療費ダイエット
C-2	高齢者医療制度について
C-3	国民年金について
C-4	子育て支援について
C-5	児童センターってどんなところ？
C-6	保育所ってどんなところ？
C-7	知っておきたい！障がい者福祉
C-8	知っておきたい！高齢者福祉
C-9	認知症を知ろう！（認知症サポーター養成講座）
C-10	介護予防体操教室「骨太けんこう体操教室」
C-11	訪問看護について
C-12	健康講座①高血圧を予防しよう
C-13	健康講座②乳幼児の健康
C-14	健康講座③食育って知ってる？
C-15	思春期の子どもの理解
C-16	健康と体力づくり
C-17	バドミントンを初歩から教えます
C-18	スポーツウェルネス吹矢で健康と生きがいを
C-19	介護予防・認知症予防
C-20	誰でもできるストレッチ（新）

D 歴史・文化・読書・公民館に関すること

No.	講座名
D-1	生涯学習って何ですか？
D-2	相馬市歴史資料収蔵館・相馬市郷土蔵について
D-3	中村城及び相馬の名所旧跡
D-4	「御仕法について」
D-5	公民館について
D-6	図書館を探検しよう

E 商工業・観光物産・農林業に関すること

No.	講座名
E-1	相馬市の商工業
E-2	相馬の観光と物産
E-3	相馬市の農林水産業について
E-4	農地の無断転用をなくそう
E-5	田畑を他の用途に変更するとき

F 建設に関すること

No.	講座名
F-1	相馬のダムについて
F-2	下水道のある暮らし
F-3	高速道路が出来るまで
F-4	相馬市の公園について
F-5	「道」のはなし

G 防災・安全に関すること

No.	講座名
G-1	犯罪や事故による被害について考えてみましょう
G-2	災害救援ボランティア
G-3	防災教育 いのちをみつめる
G-4	相馬市の防災対策について（新）

H 趣味・そのほか

No.	講座名
H-1	アロマセラピーハンドマッサージ講座
H-2	メディカルアロマセラピー ①香りで脳と心のメリハリを！
H-3	メディカルアロマセラピー ②日常生活活躍アロマ
H-4	メディカルアロマセラピー ③自然の力でお肌をケア
H-5	要介護者に対するアロマセラピーハンドマッサージ
H-6	マヤ暦ガイダンス
H-7	特別メニュー

受講生募集

文学講座

図書館は、優れた文学作品に接し「心の豊かさ」を育むため「文学講座」を次のとおり開催します。

- 開催日 5月～令和4年1月の毎月第1土曜日(全9回)
- 時間 13時30分
- 場所 振興公社振興ビル6階 第二会議室
- 内容 平安時代前半に書かれた「伊勢物語」を1年をかけて読んでいきます。当時の理想の男性像とされた在原業平(ありわらのなりひら)のさまざまな恋愛の形を物語を通して味わいます。また、背景となった世相や社会、「源氏物語」との関連も合わせて読み解いていきます。
- 講師 武内義明先生(元相馬高校教諭)
- 受講料 3,000円(テキスト代)
- 対象 市内または近隣市町村在住の20歳以上の方
- 定員 30人
- 申し込み方法 図書館に直接申し込みください。随時受け付けています。
- 問い合わせ先 図書館(☎372630)

「相馬ブランド」

認証商品を募集!

市観光協会は、市内の優れた素材・技術を活かし、土産などに適した魅力ある加工食品である相馬ブランド認証商品を募集します。

審査の後、相馬ブランドの認証を受けた商品は、パッケージなどに認証商品であることを表示する認証マークをつけることができます。募集内容は、次のとおりです。

- 募集期間 4月19日(月)～5月21日(金)
 - 募集対象 加工食品
 - 応募資格
 - ▽市内に住所を有する事業者など。
 - ▽生産過程で各法令や基準などに違反しておらず、責任の所在が明確であり、第三者からの苦情などに対応できると。
 - 応募方法 応募用紙に必要事項を記入の上、市観光協会へ提出(審査方法などの詳細は応募用紙に記載)。
- ※応募用紙は市観光協会配布するほか、市観光協会

ホームページからダウンロードできます。
※土・日曜日、祝日を除く。

【相馬ブランドのPR】

相馬ブランド認証商品は、市観光協会、市、相馬商工会議所が県内外のイベントで、販売などを通してPRするほか、本市を訪れた観光客に、土産品として案内します。

また、市観光協会が発行するパンフレット、ホームページ、SNSなどで積極的に情報発信を行います。

●応募・問い合わせ先 市観光協会事務局(千客万来館内)
(☎353300)
〒976-0042
中村字北町55-1



認証マーク

解説



相続登記

相続登記を行わないことで生じるさまざまな諸問題や相続登記に関する疑問などを、全6回に分けて掲載します。

第3回 相続登記をしないとどうなりますか?

Q 先日父が亡くなりました。実家の土地建物は父の名義です。

不動産の相続登記はいつまでにすればよいですか?
また、相続登記をしないでおくと、どのようなデメリットがありますか?

A 現行法上、不動産の相続登記に期限はなく、長期間相続登記をしなければなりません。

しかし、亡くなった方の名義のままでは建て替えも売却もできないので、いつかは必ず相続登記をしなければなりません。亡くなった直後であれば問題なくできていたはずの遺産分割協議が、時間がたつて相続人同士の関係性や経済状況が変わると円滑に進まなくなることがあります。

また、長期間相続手続をしないでいるうちに相続人が亡くなってしまい相続人が増えた結果、遺産分割協議が困難になったり、相続登記にかかる費用が増大したりするケースもあります。

不動産の所有者が亡くなったら、早めに相続人間で遺産分割協議を行い、相続登記をしましょう。
不明な点は左記まで問い合わせください。

- 問い合わせ先
 - ▽福島県司法書士会(☎024-534-7502)
 - ▽福島地方事務局(☎024-534-2045)

